

令和2年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年1月28日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 瑞穂市副市長の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	若 園 五 朗
15番	くまがいさちこ	16番	松 野 藤四郎
17番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等

巢南庁舎  
管理部長  
都市整備部長  
会計管理者  
監査委員  
事務局局長

岡田弘  
鹿野政和  
清水千尋  
高山浩之

健康福祉部長  
環境水道部長  
教育次長

平塚直樹  
広瀬進一  
児玉太

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長  
書記

広瀬照泰  
近藤圭代

書記

松山詔子

### 開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより令和2年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 議席の一部変更

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

広瀬時男君がお亡くなりになったことに伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配りました議席指定表のとおりとしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまお手元に配りました議席指定表のとおり議席の一部を変更いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号13番 堀武君と14番 若園五朗君を指名します。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間で決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

2件報告します。

まず1件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和元年11月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

続きまして、令和元年第3回もとす広域連合議会臨時会について、くまがいさちこ君から報告を願います。

15番 くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号15番 くまがいさちこです。

議長より御指名いただきましたので、令和元年第3回もとす広域連合議会臨時会について、代表して御報告します。

第3回臨時会は、12月23日に1日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は5件で、内訳は、規約の変更に関する協議1件、条例の一部改正1件、補正予算3件でした。

まず、規約の変更に関する協議は、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてで、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散し、岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退するため、所要の改正を行うものでした。

次に、条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで、令和元年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでした。

次に、補正予算関係については、一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の3つの会計で、主に給与改定に伴う職員人件費の増額に対応する内容でした。一般会計は45万1,000円の増額、老人福祉施設特別会計では87万2,000円の増額でした。なお、介護保険特別会計は、歳出のみの同額増減補正でした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、令和元年第3回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これら臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の

方はごらんください。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、2件の行政報告について、報告をさせていただきます。

まず初めに、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償）であります。

瑞穂市呂久地内において、信号待ちをしていた公用車に対して、相手方の車両が前進し、公用車の後方に接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしたものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について（訴えの提起）であります。

市が、支払い督促の申し立てを行った水道料金等の請求事件について、2名の債務者から督促異議の申し立てがあったことから、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し出のときに、訴えの提起があったとみなされたことについて専決処分をしたものであります。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第6 議案第1号 瑞穂市副市長の選任について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第1号瑞穂市副市長の選任についてを議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和2年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼を申し上げます。

それでは、今回上程いたします議案は、人事案件1件のみであります。

提出議案の概要について説明をさせていただきます。

議案第1号瑞穂市副市長の選任について、新たに椙浦要氏を副市長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものとなります。なお、就任につきましては、令和2年2月1日を予定しております。議員の皆様方の同意をよろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午前 9 時16分

再開 午前 9 時24分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第 1 号を会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第 1 号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第 1 号瑞穂市副市長の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） 議席番号 1 番、瑞清クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました副市長の選任同意について御質問をさせていただきたいと思えます。

この梶浦氏を副市長にということですが、大変副市長がいないという時期が続いておりまして、瑞穂市の市政にとっても非常に大きい役職であるということをお聞きしておりますし、また市の職員の方、そして長年勤めてこられた要職をやられた方ということで、非常に賛成をするところではありますけれども、確認のほうをさせていただきたいと思えます。

私からは、今なぜこの時期にこの副市長の人事というのを御提案されたのかということと、また、なぜ市職員の方を選任されたのかということをお聞きしたいと思います。また、9 月議会の議事録でもありますが、市長は県の職員の方にも依頼をしているというようなお話がありましたので、そちらの県の職員の方についてはどのようなことになったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

なぜこの時期になったかというようなそんな御質問ですが、この時期が早いのか遅いのかというのは、それぞれの方の御判断で分かれると思えます。私は、この副市長の選任については、私を補佐して職員の事務を監督するということはもちろんですが、私が考えるまちづくりと一緒に具現化していただくというようなことがございます。また、瑞穂市では、大きな事業も控えております。任すことができる人を選任したいという考えでいろいろな角度や視点から進めてきたということで、それがこの時期になったということで、御理解をさせていただき

と思います。

また、副市長が空席の期間が長くあったというようなことですが、私は昨年6月から市長に就任し、市役所のもともと職員でもありました。内部のことは、決裁などは見ればよくわかります。また、職員の気質や性格もある程度理解をしています。不在である期間がある程度あっても職員の管理や監督、部長もおりますので、そのあたりについては可能であると考えておりました。また、今年度は予算編成が当初から本格予算を組んでおったというようなことで、私の政策的なことも含めるといようなことも少ないということから、副市長はいろんな角度から、いろんな視点から考えて決めることがいいということでこの時期になって、不在な期間も相当といたしますか、あったということですが、一番に考えてきたのは、不在であることが市民のサービスに影響が及ぼすことがあってはならないということ。私のスケジュールが少々忙しくなるということは一向に私自身は構いませんので、そのあたりも含めて市民サービスに影響や支障を及ぼすことのないように心がけて、誠心誠意、この期間は市政運営に当たってまいりました。

3点目ですが、上級機関への打診ということで、先ほども御説明をしましたが、ことしは大型事業の始まる年にしたいということから、公共下水道事業、そして駅前周辺の整備もあります。上級の官庁・機関がどのようなかかわり方や関係を持ったらいいのかということで、上級機関の御意見も伺いたいということで9月の議会のお話したのはお話しした、そんなつもりでございます。その上級機関の返答というのが、やはり今回進める公共下水道事業、駅前の整備については技術系の職員ということになるので、今の政策企画監や、今まで見えた調整監というような役割が一番ベストであるというような回答を、県といたしますか上級機関のほうからいただきましたので、今回私が考えて提案するまちづくりに熱意のあること、瑞穂市を知り尽くしていること、私の政策の理解のあることと、そして私に不足する公共下水とか都市建設に係る部門がある程度よく知っておる市の職員である梶浦氏を私が自信を持ってといたしますか、信念を持って議会のほうに提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） 失礼します。議席番号15番 くまがいさちこです。

私も今、1番 馬淵議員が聞いた質疑のようなことをお聞きしたいと考えていました。

今、馬淵議員の質疑に対して、市長から御説明がありました。御説明を聞いていますと、市長の、やっぱり論点がずれているなという感じを持ちました。ずれているのかずらしているのかよくわかりませんが、そこをどうやってお聞きするか、大変難しいですけども。

最初、馬淵議員はなぜこの時期かというのは、8カ月かかった。これは新聞にも書かれまし

たね。つまり長かった。長かったか短かったかは人によって違うと言われましたけど、市長が新しくなり、それも多大な期待をもって新しい市長になり、そして副市長もやめたという状況から考えれば、客観的に長かったと言えます。感じを聞いているんじゃないからね。客観的な判断です、長いか短いかは、この今回は。だから、長く不在だったと言えると思います。

それから、県庁にも依頼しているということをはっきりと、議会でも市民団体にも、いわば公言しているわけですね、市長として。依頼しているということと、今までの御説明で、そのことに対しての御説明は、今ありませんでしたね、全協でも、本会議場でも。依頼しているというのは、人事を依頼するということですからね、人を依頼するということです。それで、全協の場でも、今の本会議場の御説明でも、自分は大型事業を進めようとしているので、それについての考えを聞きたかったと、そういう説明は今まで一回もありませんでした。副市長職を依頼しているというふうに、議員にも市民にも言っているわけですから、それに対する説明を求めているわけですから。

今回、市民の方々が口々におっしゃるのは、県庁には断られたんやねと、こういう簡単な言い方ですね。今の御説明を聞くと、考え方を聞いて職員でいいということ。そして、大型事業については、今、県からおいでいただいている方で十分だ。これはもう初めからわかっていることじゃないでしょうか。そういう大型事業について、県とも連携するために、したいために、来ていただいているということですから、考えを聞いて、大型事業に対する考えを県に聞いたというのは、はてと思います。副市長をどなたかお願いしたいということはなかったんでしょうか。これについての答えが全くなかったと思います。

それから、市民サービスに影響がないように努めてきたというふうに言われましたけど、そのおっしゃり方は、つまり影響があるということです。市長が全くかわり、副市長がいなくなり、もう何度も繰り返してきましたけれど、瑞穂市は人口がふえている。そして、あの松野56年体制で大きなことから小さなことまで市政が本当におくれているまちなんです。それをつくっていかなきゃならない。今、市政というふうに言いましたけど、施策のほかに議会も行政の職員、つまり人が育たなければ、施策は前に進みませんよね。進めるのは人ですから。人がいかにこれから育つか、人が育つのがおくれていると言っても過言ではないと私は思っています。それが、この空白期間、市長は大変頑張られたと思いますけれど、市長お一人の頑張りではなくて、議員も職員も1人ずつが人柄も施策能力も、本当に勉強して、前に進める力を持たなければ、瑞穂市のこの変化をしっかり支える市でなければ、人事的に、この伸びに追いついてけるんだろうか、大型事業をしっかりしたものにしていけるんだろうかと、私は大変不安を持っています。そういうことからいくと、私は影響がないように努めてきたという言い方は、一人一人がいかに育ってもらおうかということなんじゃないかなと、それも疑問です。

まとめます。遅くも早くも人によるっていうのは、客観的に、それは感じですよ、人の。

感じというのは1人ずつ違いますから。客観的にはやっぱり遅かった。それは、状況を考えれば、市長がかわり、しかも市長は行政職の御出身なので、これも12月議会でおっしゃったと思いますが、行政職だったので行政のことは何とかできるけれど、政治的なことも求められるので、それは難しかったとおっしゃっていますね。ここの部分だと思います。やっぱり政治家としては御自分のお考えがあるわけですから、それをしっかりやっていく副市長は、もうなるべく早く、大体選挙前から考えていらっしゃると思うんですね。遅かったと言えらると思います。状況から考えて、客観的にです。感じではありません。

それから、2つ目は県庁との関係ですが、大型事業に対する考え方を聞いたかったと、これは、県庁が御説明があったというふうにおっしゃいましたが、大型事業については、県庁職員が行っているから、うってつけだという答えがあったからと言いますけれど、それは当然です、県庁がおっしゃることは。そのやりとりがあったかどうか私には確認できませんけれども、そうではなくて、議会にも市民団体にも依頼していると、副市長職を、そうやって説明があったわけですから、それに対する答えをはっきりお聞きしたい。

2点をきっちり御説明いただきます。

最後につけ加えますが、23日、議会運営委員会と全協があった日、この議案が配られた日、明らかにされた日の朝の7時に、市民の方がブログに書いています。朝の7時ですよ。副市長は決まっていなくて。私が考えるに、この人をおいていないというような書き方で、それは梶浦要氏であると。私たちもまだ知らないわけですよ。そのブログの最後には、森・森コンビで前進するだろうと、瑞穂市政は、そして、今度はお友達コンビも入ると、期待すると。

私、16年、本当に奇跡的にさせていただいて学んだことは、政治というのは、本当に全体を見なきゃいけないということが、よくわかるようになってきました。大変ありがたいと思っています。ですから、考えというのはいろんな考えがありますよね、お立場とか、それから市民もいろんな状況を抱えている人がいる。お金持ちにはお金持ちの事情もあり、貧しい人には貧しい人の事情もあり、病気の人もあり、突然何かになる人もあり、もう本当に全ての人の事情を自分に反対の人の事情もということですから……。

〔発言する者あり〕

○15番（くまがいさちこ君） それはあなたの考えですね。感じですね。

はい、客観的にこれだけ述べる必要があると思っているから、私の判断で述べております。

やっぱりコンビとか、お友達コンビとか、まとめていくというのは、大変私には不安を感じるところがありますというようなことを、今、余計なことだというやじが入りましたけれど、大変私にとっては重要なことです。お友達みたいな人でまとめる人事というのは、大変私には政治的な人事としては不安に感じるのです。市長は、私のこの発言の意をどうぞ曲げずに、どうでもいいことだというふうには、やじとは違うと思いますね、市長の受けとめ方は。ぜひ受けと

めていただいて、御答弁をいただきたいと思います。論点をずらさないようお願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど馬淵議員のところでも御質問にお答えしましたが、なぜこの時期になったかということについては、選任に当たっている色々な角度、視点から見てこの時期になったということで、御判断していただきたいと思います。

その角度や視点というのが、まちづくりに対して理解があったり、瑞穂市をよく知っていること、私の政策へ理解があることというようなことでございます。

そして、上級機関についてということでございますが、今回、ことし大型事業であります公共下水道事業、さらに駅周辺の整備を進めるというようなことで、これから先をどのように見ていったらいいのか、県や国、上級機関のどのような動向があるのか、方向性をつかむにはどうしていったらいいのかということで、上級機関のほうに御相談をして、その結果が技術系の職員の方の派遣や、そして相互派遣や、派遣などが適任であるということの御意見をいただき、今回私が信念を持って提案いたします相浦要氏の提案となったものでございます。その点、御理解をいただきたいと思います。今回の副市長の案件については、私に専ら任された職務の一つとなっておりますので、そのあたりについても議員の皆さん方には、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） 最初の御答弁と同じ御答弁でした。

副市長人事の案件ですが、誰が副市長になるの、誰を副市長にするのと。市長からすれば、誰をするの。そのほかの人にしてみると、誰が副市長になるのと。誰、これが最大の関心ですね。仕事ですね、副市長を決める。

じゃあ、こういう聞き方をしてみますけれど、6月に市長になられて、多分その前から考えていたはずだと私は思うんですけど、お仲間の方たちと。市長になった場合は当選した場合はこの人を副市長にという考えはあったと思うんですが、この誰、市長が一向に御答弁の中で言われないこの誰は、どういう経緯で、お名前はいいですから、県庁にもお願いしてありますと、相談してみますと書いていないんですから、大型事業を相談してみますとは言っていませんから、市民にも議会にも。お願いしてあります、誰かお願いするという意味ですから。日本語としてそういう意味ですから。ですから、この誰について、経緯をお聞かせ願えますか、8カ月。

私が耳にしたのでは、最初は、部長職、元職も含めて瑞穂市政にかかわってきた人から2人適任がいるということは聞いたことがあります。1人は断られたというのも聞いて、名前も聞きました。そういうふうに普通は誰という名前が出てくるものです。誰を相談すると思いますよ。そんな今の答弁のように抽象的なことを言っているはずはないです。誰にするかですから。ですから、最初から現職か元職か職員、何人でいいですから、当たったのか。

次に、県庁に依頼したわけですから、相談したわけじゃないですから、厳密に言葉を使い分けていただきたいですけど、副市長職を依頼したわけですから、それはどのような経緯で実現できなかったのか。今、市長がうってつけの、県庁からは人が行っているからというのも含めて、つまり実現しなかったわけですね。また、現職か元職の瑞穂市関係の人に戻ってきたというのを、一般市民の多くの方が、私3日間で連続、別々の人に会ったんですけど、その人たちがみんなそういうことを言っていて、みんなよく知っているんだなあと思って本当にびっくりしました。

言葉は何とでも言えますけど、やっぱり市民の受け取り方というのは、かなりちゃんと見ていて賢いんだなと思いました。市民の信頼を、議会に対しても、行政に対しても、市長に対してもです。市民の信頼を失わないように、減じないように、しっかりした誰ということに軸をおいて、経緯を御説明ください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回、私が副市長を指名して今回議会の方に提出するというのは、私自身に任せられた専ら私の職務になりますので、それに基づいて今回提案をさせていただきましたので、それについて御議論をお願いしたいと思っております。

くまがい議員のこの御質問にお答えするという事は、今回この議案の審議の中に、本当に関係があるとかということ、私にとっては考えにくい部分になりますので、そのあたりもしっかり御理解をしていただきたいと思っております。このような御質問にお答えしないことが、要らぬ疑惑や疑念や誤解を招いたりすることなので、議員の皆さんにはよろしく願いしたいと思っております。

今回は私が、何度も申しますが、信念を持ち適任であるということから提案をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） 市民の方々の多くが言われているように、そして私も感じたように、そして議員もここでは発言されない議員が多いんですけど、やっぱり同じようなことを感じている人が多い。けれど、本会議場で市長にその辺をお聞きしたところ、答えはなかったということで、これ以上は無理だと思いますので結構です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号瑞穂市副市長の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は同意することに決定をいたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前9時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年1月28日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 堀 武

議員 若園 五朗